環水大管発第2506305号
令和７年６月 30 日

各［都道府県／市／特別区］水道行政担当部（局）長　殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
（公　印　省　略）

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における
留意事項について

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第19号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第20号。以下「改正省令」という。）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」（令和７年６月30日付け環水大管発第2506301号）にて環境省水・大気環境局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項を取りまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導方よろしく御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 245 条の４第１項に規定する技術的助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者等、国設置専用水道の設置者及び登録水質検査機関には別途通知していることを申し添える。

記

第１　水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正に係る留意事項

１．改正の趣旨

ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価として、耐容一日摂取量を 20ng/kg 体重/日とされたことを踏まえて、令和７年５月８日に中央環境審議会の答申を得て、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について、所要の改正を行った。また、本改正に伴い、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に規定する検査回数等についても、所要の改正を行った。

なお、水質基準等の改正に係る検討経緯の詳細については、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第１回及び第２回）の関係資料等を環境省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

２．改正内容

（１）水質基準に関する省令の一部を改正する省令

ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸

（別名ＰＦＯＡ）（以下「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」という。）の水質基準「0.00005mg/L※以下であること。」を新たに設定することとした。（※0.00005mg/L = 50ng/L）

（２）水道法施行規則の一部を改正する省令

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査の回数は、おおむね３か月に１回以上を基本とする。ただし、簡易水道事業、水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業及び専用水道においては、新たに以下のとおりとする。

・簡易水道事業においては、施行以前に行われた検査結果からＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね６か月に１回以上に軽減できることとする。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね１年に１回以上に軽減できることとする。

・水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の５分の１（10 ng/L）以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができることとする。

・専用水道の場合は、同様の考えを用いることができることとする。

３．留意事項

（１）改正省令附則第２項に関して、施行日前に実施したＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）によって行う検査に相当する検査として、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）別添４により実施されたもののほか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（平成 24 年９月６日付け健水発 0906 第１号別添、最終改正：平成 29 年 10 月 18 日）に従った評価をして目標に適合したものを認める。

（２）改正省令による改正後の水道法施行規則（以下「新規則」という。）第 15 条第１項第２号の検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに１地点以上選定するが、同条第１項第３号ニ⑵・⑶・⑷の判断に限り、この省令の「施行日前に実施した」検査の結果として、水道施設内で濃度が上昇しないと考えられる場合には、原水の結果を含めることができる。

（３）簡易水道事業及び専用水道において、施行以前の検査を実施していない場合には、令和８年度のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査頻度を「おおむね３か月に１回以上」とする。ただし、新規則第 15 条第１項第４号ロの適用を受ける場合はその限りではない。

（４）簡易水道事業及び専用水道において、施行以前に検査を実施し、水質基準の５分の１を超過した結果がある場合には、令和８年度のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査頻度を「おおむね３か月に１回以上」とする。ただし、超過を確認した以降、施行日前までに水質基準の５分の１を超過しないことを確認した場合はその限りではない。

（５）簡易水道事業及び専用水道において、過去３年間の検査結果がすべて水質基準の５分の１以下である場合は、新規則第 15 条第１項第３号ニ⑶に規定する「当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合」に該当するものとする。

（６）簡易水道事業及び専用水道において、令和５年度以降の各年度において１回以上検査を実施し、水質基準の 10 分の１以下であることを確認した場合は、検査を実施した年度を新規則第 15 条第１項第３号ニ⑷の「過去３年間」に含めることができる。

（７）新規則第 15 条第１項第４号ロによる水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする水道事業及び専用水道（新規則第 54 条の準用規定により第 15 条第１項を準用）における省略規定の適用に当たって、「送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないこと」の判断は、過去３年以内の同一年度に実施した水道用水供給事業者等の検査結果と供給を受ける水道事業者及び専用水道の設置者が自ら実施した検査結果を比較し行うこと。

（８）新規則第 15 条第１項第４号ロの「当該水道用水供給事業者の検査の結果」の判断に当た

って、複数の水道用水供給事業者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の５分の１以下であること。

第２　関係通知の改正

１．厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について
　本文及び別添を別紙１新旧対照表のとおり改正すること。

２．厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成４年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）の一部改正について
　本文及び別表第４を別紙２新旧対照表のとおり改正すること。

３．厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年３月 31 日付け生食水発 0331 第２号から第４号まで）の一部改正について
　第１を別紙３新旧対照表のとおり改正すること。

第３　適用期日
　第２の２の改正事項については、令和７年６月 30 日から適用されること。ただし、既に策定されている令和７年度の水質監視に係る計画の変更を求めるものではない。
　第２の１及び３の改正事項については、令和８年４月１日から適用されること。

環水大管発第 2506306 号
令和７年６月 30 日

各国土交通大臣認可（水道事業者／水道用水供給事業者）　殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
（公　印　省　略）

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における
留意事項について

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第19号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第20号）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、令和７年６月30日付け環水大管発第2506302号にて環境省水・大気環境局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれては御了知の上、遺漏なきよう願いたい。

記

第１　水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正に係る留意事項

１．改正の趣旨

ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価として、耐容一日摂取量を 20ng/kg 体重/日とされたことを踏まえて、令和７年５月８日に中央環境審議会の答申を得て、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について、所要の改正を行った。また、本改正に伴い、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に規定する検査回数等についても、所要の改正を行った。

なお、水質基準等の改正に係る検討経緯の詳細については、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第１回及び第２回）の関係資料等を環境省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

２．改正内容

（１）水質基準に関する省令の一部を改正する省令

ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）（以下「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」という。）の水質基準「0.00005mg/L ※以下であること。」を新たに設定することとした。（※0.00005mg/L = 50ng/L）

（２）水道法施行規則の一部を改正する省令

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査の回数は、おおむね３か月に１回以上を基本とする。た

だし、簡易水道事業、水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業及び専用水道においては、新たに以下のとおりとする。

・簡易水道事業においては、施行以前に行われた検査結果からＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね６か月に１回以上に軽減できることとする。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね１年に１回以上に軽減できることとする。

・水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の５分の１（10 ng/L）以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができることとする。

・専用水道の場合は、同様の考えを用いることができることとする。

３．留意事項

（１）改正省令附則第２項に関して、施行日前に実施したＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）によって行う検査に相当する検査として、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）別添４により実施されたもののほか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（平成 24 年９月６日付け健水発 0906 第１号別添、最終改正：平成 29 年 10 月 18 日）に従った評価をして目標に適合したものを認める。

（２）改正省令による改正後の水道法施行規則（以下「新規則」という。）第 15 条第１項第２号の検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに１地点以上選定するが、同条第１項第３号ニ⑵・⑶・⑷の判断に限り、この省令の「施行日前に実施した」検査の結果として、水道施設内で濃度が上昇しないと考えられる場合には、原水の結果を含めることができる。

（３）簡易水道事業及び専用水道において、施行以前の検査を実施していない場合には、令和８年度のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査頻度を「おおむね３か月に１回以上」とする。ただし、新規則第 15 条第１項第４号ロの適用を受ける場合はその限りではない。

（４）簡易水道事業及び専用水道において、施行以前に検査を実施し、水質基準の５分の１を超過した結果がある場合には、令和８年度のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査頻度を「おおむね３か月に１回以上」とする。ただし、超過を確認した以降、施行日前までに水質基準の５分の１を超過しないことを確認した場合はその限りではない。

（５）簡易水道事業及び専用水道において、過去３年間の検査結果がすべて水質基準の５分の１以下である場合は、新規則第 15 条第１項第３号ニ⑶に規定する「当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合」に該当するものとする。

（６）簡易水道事業及び専用水道において、令和５年度以降の各年度において１回以上検査を実施し、水質基準の 10 分の１以下であることを確認した場合は、検査を実施した年度を新規則第 15 条第１項第３号ニ⑷の「過去３年間」に含めることができる。

（７）新規則第 15 条第１項第４号ロによる水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする水道事業及び専用水道（新規則第 54 条の準用規定により第 15 条第１項を準用）における省略規定の適用に当たって、「送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないこと」の判断は、過去３年以内の同一年度に実施した水道用水供給事業者等の検査結果と供給を受ける水道事業者及び専用水道の設置者が自ら実施した検査結果を比較し行うこと。

（８）新規則第 15 条第１項第４号ロの「当該水道用水供給事業者の検査の結果」の判断に当たって、複数の水道用水供給事業者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の５分の１以下であること。

第２　関係通知の改正

１．厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について
　本文及び別添を別紙１新旧対照表のとおり改正すること。

２．厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成４年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）の一部改正について
　本文及び別表第４を別紙２新旧対照表のとおり改正すること。

３．厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年３月 31 日付け生食水発 0331 第２号から第４号まで）の一部改正について
　第１を別紙３新旧対照表のとおり改正すること。

第３　適用期日
　第２の２の改正事項については、令和７年６月 30 日から適用されること。ただし、既に策定されている令和７年度の水質監視に係る計画の変更を求めるものではない。
　第２の１及び３の改正事項については、令和８年４月１日から適用されること。

環水大管発第 2506307 号
令和７年６月 30 日

各国設置専用水道の設置者　殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
（公　　印　　省　　略）

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における
留意事項について

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第19号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第20号）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、令和７年６月30日付け環水大管発第2506303号にて環境省水・大気環境局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれては御了知の上、遺漏なきよう願いたい。

記

第１　水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正に係る留意事項

１．改正の趣旨

ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価として、耐容一日摂取量を 20ng/kg 体重/日とされたことを踏まえて、令和７年５月８日に中央環境審議会の答申を得て、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について、所要の改正を行った。また、本改正に伴い、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に規定する検査回数等についても、所要の改正を行った。

なお、水質基準等の改正に係る検討経緯の詳細については、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第１回及び第２回）の関係資料等を環境省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

２．改正内容

（１）水質基準に関する省令の一部を改正する省令

ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）（以下「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」という。）の水質基準「0.00005mg/L ※以下であること。」を新たに設定することとした。（※0.00005mg/L = 50ng/L）

（２）水道法施行規則の一部を改正する省令

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査の回数は、おおむね３か月に１回以上を基本とする。ただし、簡易水道事業、水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業及び専用水

道においては、新たに以下のとおりとする。

・簡易水道事業においては、施行以前に行われた検査結果からＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね６か月に１回以上に軽減できることとする。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね１年に１回以上に軽減できることとする。

・水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の５分の１（10 ng/L）以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができることとする。

・専用水道の場合は、同様の考えを用いることができることとする。

３．留意事項

（１）改正省令附則第２項に関して、施行日前に実施したＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）によって行う検査に相当する検査として、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）別添４により実施されたもののほか、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」（平成 24 年９月６日付け健水発 0906 第１号別添、最終改正：平成 29 年 10 月 18 日）に従った評価をして目標に適合したものを認める。

（２）改正省令による改正後の水道法施行規則（以下「新規則」という。）第 15 条第１項第２号の検査に供する水の採取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに１地点以上選定するが、同条第１項第３号ニ⑵・⑶・⑷の判断に限り、この省令の「施行日前に実施した」検査の結果として、水道施設内で濃度が上昇しないと考えられる場合には、原水の結果を含めることができる。

（３）簡易水道事業及び専用水道において、施行以前の検査を実施していない場合には、令和８年度のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査頻度を「おおむね３か月に１回以上」とする。ただし、新規則第 15 条第１項第４号ロの適用を受ける場合はその限りではない。

（４）簡易水道事業及び専用水道において、施行以前に検査を実施し、水質基準の５分の１を超過した結果がある場合には、令和８年度のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査頻度を「おおむね３か月に１回以上」とする。ただし、超過を確認した以降、施行日前までに水質基準の５分の１を超過しないことを確認した場合はその限りではない。

（５）簡易水道事業及び専用水道において、過去３年間の検査結果がすべて水質基準の５分の１以下である場合は、新規則第 15 条第１項第３号ニ⑶に規定する「当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合」に該当するものとする。

（６）簡易水道事業及び専用水道において、令和５年度以降の各年度において１回以上検査を実施し、水質基準の 10 分の１以下であることを確認した場合は、検査を実施した年度を新規則第 15 条第１項第３号ニ⑷の「過去３年間」に含めることができる。

（７）新規則第 15 条第１項第４号ロによる水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする水道事業及び専用水道（新規則第 54 条の準用規定により第 15 条第１項を準用）における省略規定の適用に当たって、「送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないこと」の判断は、過去３年以内の同一年度に実施した水道用水供給事業者等の検査結果と供給を受ける水道事業者及び専用水道の設置者が自ら実施した検査結果を比較し行うこと。

（８）新規則第 15 条第１項第４号ロの「当該水道用水供給事業者の検査の結果」の判断に当たって、複数の水道用水供給事業者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の５分の１以下であること。

第２　関係通知の改正

１．厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について
　本文及び別添を別紙１新旧対照表のとおり改正すること。

２．厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成４年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）の一部改正について
　本文及び別表第４を別紙２新旧対照表のとおり改正すること。

３．厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年３月 31 日付け生食水発 0331 第２号から第４号まで）の一部改正について
　第１を別紙３新旧対照表のとおり改正すること。

第３　適用期日
　第２の２の改正事項については、令和７年６月 30 日から適用されること。ただし、既に策定されている令和７年度の水質監視に係る計画の変更を求めるものではない。
　第２の１及び３の改正事項については、令和８年４月１日から適用されること。

環水大管発第 2506308 号
令和７年６月 30 日

各登録水質検査機関の長　殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
（公　　印　　省　　略）

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における
留意事項について

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第19号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和７年環境省令第20号）の公布並びに水質管理目標設定項目の一部改正については、令和７年６月30日付け環水大管発第2506304号にて環境省水・大気環境局長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれては御了知の上、遺漏なきよう願いたい。

記

第１　水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部改正に係る留意事項

１．改正の趣旨

ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価として、耐容一日摂取量を 20ng/kg 体重/日とされたことを踏まえて、令和７年５月８日に中央環境審議会の答申を得て、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について、所要の改正を行った。また、本改正に伴い、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に規定する検査回数等についても、所要の改正を行った。

なお、水質基準等の改正に係る検討経緯の詳細については、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第１回及び第２回）の関係資料等を環境省のウェブページに掲載しているので、参照されたい。

２．改正内容

（１）水質基準に関する省令の一部を改正する省令

ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）（以下「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」という。）の水質基準「0.00005mg/L ※以下であること。」を新たに設定することとした。（※0.00005mg/L = 50ng/L）

（２）水道法施行規則の一部を改正する省令

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの検査の回数は、おおむね３か月に１回以上を基本とする。ただし、簡易水道事業、水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業及び専用水道においては、新たに以下のとおりとする。

・簡易水道事業においては、施行以前に行われた検査結果からＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね６か月に１回以上に軽減できることとする。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね１年に１回以上に軽減できることとする。
・水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の５分の１（10 ng/L）以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができることとする。
・専用水道の場合は、同様の考えを用いることができることとする。

第２　関係通知の改正

１．厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について
本文及び別添を別紙１新旧対照表のとおり改正すること。

２．厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成４年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）の一部改正について
本文及び別表第４を別紙２新旧対照表のとおり改正すること。

第３　適用期日
第２の２の改正事項については、令和７年６月 30 日から適用されること。
第２の１の改正事項については、令和８年４月１日から適用されること。

別紙１

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後（新）	改正前（旧）
（前略） 記 第１　（略） 第２　水質異常時の対応について １～３　（略） ４　新基準省令の表中１の項から 32 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記２及び３に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添３に従い所要の対応を図るべきであること。 ５　新基準省令の表中 33 の項から 52 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせることにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添３に従い所要の対応を図るべきであること。 第３　水質管理目標設定項目に係る留意事項について	（前略） 記 １　（略） 第２　水質異常時の対応について １～３　（略） ４　新基準省令の表中１の項から 31 の項までの上欄に掲げる事項のうち上記２及び３に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添３に従い所要の対応を図るべきであること。 ５　新基準省令の表中 32 の項から 51 の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせることにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添３に従い所要の対応を図るべきであること。 第３　水質管理目標設定項目に係る留意事項について

1　基本的考え方

(1)　(略)

(2) なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。

イ　水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目

アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(２―エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、１，１，１―トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(ＴＯＮ)、蒸発残留物、濁度、pH 値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌

ロ～ホ　(略)

２　(略)

第４　(略)

別添１

番号	項　目　名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
−、1、2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	カドミウム及びその化合物	(略)	(略)	(略)	注4の通り
4	水銀及びその	(略)	(略)	(略)	

1　基本的考え方

(1)　(略)

(2) なお、水質管理上、着目すべき水質管理項目を以下のとおり水源の種別等ごとにまとめたので、参考にされたいこと。

イ　水源が湖沼等停滞性の水域である場合に着目すべき項目

アンチモン及びその化合物、フタル酸ジ(２―エチルヘキシル)、農薬類、カルシウム及びマグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、１，１，１―トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(ＴＯＮ)、蒸発残留物、濁度、pH 値、腐食性(ランゲリア指数)、従属栄養細菌、ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）

ロ～ホ　(略)

２　(略)

第４　(略)

別添１

番号	項　目　名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
−、1、2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	カドミウム及びその化合物	(略)	(略)	(略)	注3の通り
4	水銀及びその	(略)	(略)	(略)	

	化合物				
5	セレン及びその化合物	（略）	（略）	（略）	
6	鉛及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注５の通り
7	ヒ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り
8	六価クロム化合物	（略）	（略）	（略）	注５の通り
９～11	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
12	フッ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り
13	ホウ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り。（海水を原水とする場合不可。）
14～19	（略）	（略）	（略）	（略）	注６の通り
20	ペルフルオロ（オクタン―	一定の場合可[注1]	概ね３月に１回以	注３の通り	注７の通り

	化合物				
5	セレン及びその化合物	（略）	（略）	（略）	
6	鉛及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り
7	ヒ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注３の通り
8	六価クロム化合物	（略）	（略）	（略）	注４の通り
９～11	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
12	フッ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注３の通り
13	ホウ素及びその化合物	（略）	（略）	（略）	注３の通り。（海水を原水とする場合不可。）
14～19	（略）	（略）	（略）	（略）	当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
（新設）					

	１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）		上								
21	ベンゼン	（略）	（略）	（略）	注６の通り	20	ベンゼン	（略）	（略）	（略）	当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
22～26	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	21～25	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
27	臭素酸	（略）	（略）	（略）	注４の通り。（浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。）	26	臭素酸	（略）	（略）	（略）	注３の通り。（浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。）
28～32	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	27～31	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
33～36	（略）	（略）	（略）	（略）	注５の通り	32～35	（略）	（略）	（略）	（略）	注４の通り
37、38	（略）	（略）	（略）	（略）	注４の通り	36、37	（略）	（略）	（略）	（略）	注３の通り
39	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	38	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
40～42	（略）	（略）	（略）	（略）	注４の通り	39～41	（略）	（略）	（略）	（略）	注３の通り

43、44	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
45、46	（略）	（略）	（略）	（略）	注４の通り
47～52	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注１、注２　（略）

注３　簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね６か月に１回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね１年に１回以上と、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去３年間における当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の１以下であるときは、概ね３年に１回以上とすることができる。ただし、過去１年間における当該事項についての検査結果が基準値の５分の１を超えた場合は、概ね３か月に１回以上とする。

注４、注５　（略）

注６　当該事項についての過去の検査結果が基準値の２分の１を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注７　水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の５分の１以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去１年間における当該事項についての検査結果が基準値の５分の１を超えた場合は、概ね３か月に１回以上とする。

42、43	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
44、45	（略）	（略）	（略）	（略）	注３の通り
46～51	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注１、注２　（略）

注３、注４　（略）

別添３ 水質異常時の対応について 水質異常時の対応については、以下によるものとする。 １　新基準省令の表中１の項から32の項までの上欄に掲げる事項 (1)～(3)　(略) ２　新基準省令の表中33の項から52の項までの上欄に掲げる事項	別添３ 水質異常時の対応について 水質異常時の対応については、以下によるものとする。 １　新基準省令の表中１の項から31の項までの上欄に掲げる事項 (1)～(3)　(略) ２　新基準省令の表中32の項から51の項までの上欄に掲げる事項
別添４ 水質管理目標設定項目の検査方法 (平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正　令和７年６月30日) 環境省水・大気環境局 環境管理課	別添４ 水質管理目標設定項目の検査方法 (平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正　令和７年３月26日) 環境省水・大気環境局 環境管理課
― 目 次 ― 目標１～30　(略) 目標31　削除	― 目 次 ― 目標１～30　(略) 目標 31　ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）
目標１～30　(略) 目標 31　(削除)	目標１～30　(略) 目標 31　ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）

	固相抽出―液体クロマトグラフ―質量分析法 　ここで対象とする項目はＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びペルフルオロヘキサンスルホン酸（ＰＦＨｘＳ）である。 １　試薬 (1)～(5)　　(略) (6)　有機フッ素化合物標準原液 　　ＰＦＯＳ10mg、ＰＦＯＡ10mg 及びＰＦＨｘＳ10mg を別々のメスフラスコに採り、それぞれをメチルアルコールで 200ml としたもの 　　ただし、直鎖ＰＦＯＳ、直鎖ＰＦＯＡ及び直鎖ＰＦＨｘＳを主成分とする標準品を用いること。 　　これらの溶液１mL は、直鎖ＰＦＯＳ、直鎖ＰＦＯＡ及び直鎖ＰＦＨｘＳをそれぞれ 0.05mg 含む。 　　これらの溶液は、冷凍保存する。 (7)　内部標準原液 　　13C―ＰＦＯＳ10mg、13C―ＰＦＯＡ10mg 及び 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは 18O―ＰＦＨｘＳ10mg を別々のメスフラスコに採り、それぞれをメチルアルコールで 200ml としたもの 　　ただし、直鎖 13C―ＰＦＯＳ、直鎖 13C―ＰＦＯＡ及び直鎖 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは直鎖 18O―ＰＦＨｘＳを主成分とする標準品を用いること。 　　これらの溶液１ml は、直鎖 13C―ＰＦＯＳ、直鎖 13C―ＰＦＯＡ及び直鎖 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは直鎖 18O―ＰＦＨｘＳをそれぞれ 0.05mg 含む。 　　これらの溶液は、冷凍保存する。 (8)　有機フッ素化合物混合標準液 　　ＰＦＯＳ標準原液、ＰＦＯＡ標準原液及びＰＦＨｘＳ標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで 500 倍に薄めたもの

	これらの溶液１ml は、直鎖ＰＦＯＳ、直鎖ＰＦＯＡ及び直鎖ＰＦＨｘＳをそれぞれ 0.0001mg 含む。 この溶液は、使用の都度調製する。 (9)　混合内部標準液 13C―ＰＦＯＳ内部標準原液、13C―ＰＦＯＡ内部標準原液及び 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは 18O―ＰＦＨｘＳ内部標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで 500 倍に薄めたもの この溶液１ml は、直鎖 13C―ＰＦＯＳ、直鎖 13C―ＰＦＯＡ及び直鎖 13C―ＰＦＨｘＳ若しくは直鎖 18O―ＰＦＨｘＳをそれぞれ 0.0001mg 含む。 この溶液は、使用の都度調製する。 ２～３　（略） ４　試験操作 (1)　（略） (2)　分析 上記(1)で得られた試験溶液の一定量を液体クロマトグラフ―質量分析計に注入し、表１に示すそれぞれの対象物質と内部標準物質のモニターイオンのピーク面積の比を求め、下記５により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象物質の濃度を求め、検水中のそれぞれの対象物質の濃度を算定する。 なお、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳはそれぞれ直鎖と分岐鎖の異性体のピーク面積を合わせて濃度を算定する。また、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、それぞれの濃度を合計する。 ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳはいずれも酸（C8HＦ17ＳO3、C8HＦ15O2 及びC6HＦ13ＳO3）としての濃度を求める。 表１　モニターイオンの例

検出器 対象物質	別表第 17 の２の２(4)エ①に該当する検出器	別表第17の２の２(4)エ②に該当する検出器		
	モニターイオン（m／z）	プリカーサイオン（m／z）	プロダクトイオン（定量イオン）※１（m／z）	プロダクトイオン（確認イオン）※１（m／z）
ＰＦＯＳ	499	499	80	99
ＰＦＯＡ	413	413	169	369
ＰＦＨｘＳ	399	399	80	99
13Ｃ４―ＰＦＯＳ※２	503	503	80	99
13Ｃ８―ＰＦＯＳ※２	507	507	80	99
13Ｃ２―ＰＦＯＡ※３	415	415	370	169
13Ｃ４―ＰＦＯＡ※３	417	417	372	169
13Ｃ８―ＰＦＯＡ※３	421	421	376	172
13Ｃ３―ＰＦＨｘＳ※４	402	402	80	99
13Ｃ６―Ｐ	405	405	80	99

ＦＨｘＳ※４				
18Ｏ２―ＰＦＨｘＳ※４	403	403	84	103

※１　プロダクトイオンをモニターイオンとする。

※２　ＰＦＯＳの内部標準物質

※３　ＰＦＯＡの内部標準物質

※４　ＰＦＨｘＳの内部標準物質

５　検量線の作成

混合標準液を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに内部混合標準液を１ml加え、更にメチルアルコールで10ml とする。以下、上記４(2)と同様に操作して、直鎖ＰＦＯＳ、直鎖ＰＦＯＡ及び直鎖ＰＦＨｘＳのピーク面積のみを用いてそれぞれの検量線を作成する。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４(1)及び(2)と同様に操作して試験溶液中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの濃度を求め、検量線の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　その他

全ての操作において、標準液及び試料と触れる部分にポリテトラフルオロエチレンが使用されている容器を用いないこと。

<table>
<tr>
<td>別添方法１～25　（略）</td>
<td>別添方法１～25　（略）</td>
</tr>
<tr>
<td>別紙１　水質管理目標設定項目の測定精度
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>目標値</th><th>検　査　方　法</th><th>変動係数</th></tr>
<tr><td>１～30</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>31</td><td>削除</td><td>削除</td><td>削除</td><td>削除</td></tr>
</table>
別紙２～３　（略）</td>
<td>別紙１　水質管理目標設定項目の測定精度
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>目標値</th><th>検　査　方　法</th><th>変動係数</th></tr>
<tr><td>１～30</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>31</td><td>ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）</td><td>ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）の量の和として、0.00005 mg／Ｌ以下（暫定）</td><td>固相抽出―ＬＣ―ＭＳ法</td><td>20%</td></tr>
</table>
別紙２～３　（略）</td>
</tr>
</table>

別添５　水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の 10 分の１（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光光度法については４分の１）まで測定すること。この場合において、基準値の 10 分の１（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光光度法については４分の１）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項　　目		基準値	検査方法	変動係数
１～19	（略）	（略）	（略）	（略）
20	ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）	0.00005 mg／Ｌ以下	―	―
21～52	（略）	（略）	（略）	（略）

別添５　水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の 10 分の１（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光光度法については４分の１）まで測定すること。この場合において、基準値の 10 分の１（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光光度法については４分の１）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項　　目		基準値	検査方法	変動係数
１～19	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）				
20～51	（略）	（略）	（略）	（略）

別紙２

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成４年 12 月 21 日付け衛水第 270 号）

<table>
<tr><th>改正後（新）</th><th>改正前（旧）</th></tr>
<tr><td>
（前略）
記
１　（略）

２　水質検査に関する事項
(1)　（略）
(2) 水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。
①　水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。
②、③　（略）

３、４　（略）

別表第１～別表第３　（略）

別表第４
<table>
<tr><th>番号</th><th>項目</th><th>目標値（mg／L）</th></tr>
<tr><td>1～26</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>27</td><td>有機すず化合物</td><td>0.0006（暫定値）注１）</td></tr>
<tr><td>28～48</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>49</td><td>要検討ＰＦＡＳ　注２）</td><td>―</td></tr>
</table>
注１）トリブチルスズオキサイドの目標値
</td><td>
（前略）
記
１　（略）

２　水質検査に関する事項
(1)　（略）
(2) 水質検査に係る計画の策定については、水道事業者等の現状を踏まえ、以下の事項に配慮すること。
①　水道事業者等は、水質検査を行うために必要な検査施設を自ら設置しなければならないものであること。ただし、地方衛生研究所等の地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託する場合はこの限りでないこと。
②、③　（略）

３、４　（略）

別表第１～別表第３　（略）

別表第４
<table>
<tr><th>番号</th><th>項目</th><th>目標値（mg／L）</th></tr>
<tr><td>1～26</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>27</td><td>有機すず化合物</td><td>0.0006※（暫定値）</td></tr>
<tr><td>28～48</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>49</td><td>ペルフルオロヘキサンスルホン酸（ＰＦＨｘＳ）</td><td>―</td></tr>
</table>
※トリブチルスズオキサイドの目標値
</td></tr>
</table>

注２）49 の項の「要検討ＰＦＡＳ」は、ペルフルオロブタンスルホン酸（ＰＦＢＳ）、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（ＰＦＨｘＳ）、ペルフルオロブタン酸（ＰＦＢＡ）、ペルフルオロペンタン酸（ＰＦＰｅＡ）、ペルフルオロヘキサン酸（ＰＦＨｘＡ）、ペルフルオロヘプタン酸（ＰＦＨｐＡ）、ペルフルオロノナン酸（ＰＦＮＡ）、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸（ＨＦＰＯ―ＤＡ）の８物質である。 別表第５、別表第６　（略）	別表第５、別表第６　（略）

別紙３

「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成 28 年３月 31 日付け生食水発 0331 第 2 号～第 4 号）

<table>
<tr><th>改正後（新）</th><th>改正前（旧）</th></tr>
<tr><td>
（前略）
記
１、２　（略）
表１　長期的な健康影響を考慮して基準が設定されている物質
<table>
<tr><td>3</td><td>（略）</td><td>20</td><td>ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>（略）</td><td>21</td><td>ベンゼン</td></tr>
<tr><td>6</td><td>（略）</td><td>22</td><td>塩素酸</td></tr>
<tr><td>7</td><td>（略）</td><td>23</td><td>クロロ酢酸</td></tr>
<tr><td>8</td><td>（略）</td><td>24</td><td>クロロホルム</td></tr>
<tr><td>12</td><td>（略）</td><td>25</td><td>ジクロロ酢酸</td></tr>
<tr><td>13</td><td>（略）</td><td>26</td><td>ジブロモクロロメタン</td></tr>
<tr><td>14</td><td>（略）</td><td>27</td><td>臭素酸</td></tr>
<tr><td>15</td><td>（略）</td><td>28</td><td>総トリハロメタン</td></tr>
<tr><td>16</td><td>（略）</td><td>29</td><td>トリクロロ酢酸</td></tr>
<tr><td>17</td><td>（略）</td><td>30</td><td>ブロモジクロロメタン</td></tr>
<tr><td>18</td><td>（略）</td><td>31</td><td>ブロモホルム</td></tr>
<tr><td>19</td><td>（略）</td><td>32</td><td>ホルムアルデヒド</td></tr>
</table>
３～６　（略）
</td><td>
（前略）
記
１、２　（略）
表１　長期的な健康影響を考慮して基準が設定されている物質
<table>
<tr><td>3</td><td>（略）</td><td>（新設）</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>（略）</td><td>20</td><td>ベンゼン</td></tr>
<tr><td>6</td><td>（略）</td><td>21</td><td>塩素酸</td></tr>
<tr><td>7</td><td>（略）</td><td>22</td><td>クロロ酢酸</td></tr>
<tr><td>8</td><td>（略）</td><td>23</td><td>クロロホルム</td></tr>
<tr><td>12</td><td>（略）</td><td>24</td><td>ジクロロ酢酸</td></tr>
<tr><td>13</td><td>（略）</td><td>25</td><td>ジブロモクロロメタン</td></tr>
<tr><td>14</td><td>（略）</td><td>26</td><td>臭素酸</td></tr>
<tr><td>15</td><td>（略）</td><td>27</td><td>総トリハロメタン</td></tr>
<tr><td>16</td><td>（略）</td><td>28</td><td>トリクロロ酢酸</td></tr>
<tr><td>17</td><td>（略）</td><td>29</td><td>ブロモジクロロメタン</td></tr>
<tr><td>18</td><td>（略）</td><td>30</td><td>ブロモホルム</td></tr>
<tr><td>19</td><td>（略）</td><td>31</td><td>ホルムアルデヒド</td></tr>
</table>
３～６　（略）
</td></tr>
</table>